別紙３

# 熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務委託
# 契約候補者の審査及び選定に関する実施要領

熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務委託における契約候補者の審査及び選定に関する実施要領を以下のとおり定める。

## １　契約候補者の審査方法

（１）　外部委員３名、本市職員３名で構成する「熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務受託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案書等及びヒアリングを基に審査を行う。

（２）　審査方法は、評価項目ごとの評価点数の合計点数を競う「公募型プロポーザル方式」により行う。

## ２　契約候補者及び次点候補者の審査及び選定手順

（１）　提案書等の見積書に記載している金額が提案上限額を超えている場合、及び社会通念上著しく不当な金額と判断する場合には、提案は無効とする。

（２）　各プロポーザル参加者より「特定テーマに関する提案書」の説明を実施する。

（３）　選定委員会にて各プロポーザル参加者へのヒアリングを実施する。

（４）　各委員は「３　評価項目等」に示した基準に基づき、独立して提案者の提案を評価し、最高得点者を契約候補者、次点の者を次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、見積書に記載している金額が最も安価な者を契約候補者とし、次に安価なものを次点候補者とする。見積書に記載している金額も同額である場合は、くじにより契約候補者、次点候補者を決定する。また、次点の者が複数ある場合も同様とする。

（５）　契約候補者及び次点候補者の決定にあっては、適正な履行を確保する観点から、全ての審査委員の「評価点」の合計点数が５割以上であることを要する。

（６）　契約候補者が事故等にあい、契約が不能となった場合は、次点候補者を契約候補者とする。

（７）　プロポーザルに参加する者が１者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

## ３　評価項目等

別紙「プロポーザル評価基準」のとおり。

## ４　審査結果等の公表

契約候補者及び次点候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより、次の事項を公表するものとし、（１）及び（２）については、契約候補者及び次点候補者の決定後、速やかに公表する。

なお、（２）については、提案者が３者以下の場合は、契約候補者及び次点候補者の評価合計点のみを公表する。

（１）　提案者の商号又は名称

（２）　提案者（契約候補者及び次点候補者のみ商号又は名称を公表）の評価合計点

（３）　契約候補者の技術提案書

（４）　契約候補者及び次点候補者を特定した理由（審査講評）

（５）　提案者の提案書概要版（契約候補者のみ商号又は名称を公表）